

## 長期優良住宅 認定申請必要図書

【長期優良住宅の認定申請または変更申請(軽微な変更を除く)】正本・副本 各一部※1

項番	必要図書	確認書等	有	無	無	備考	
		型式認証		有	無		
1	チェックシート		○	○	○	正本のみ添付	
2	認定申請書		○	○	○	変更時は変更認定申請書	
3	設計内容説明書		○	○	○	新築の場合は不要	
4	維持管理(保全)計画書		○	○	○		
5	事前調査票		○	○	○	正本のみ添付	
6	まちなみ要件関係書類		○	○	○	要件該当が無ければ不要	
7	委任状(押印要)		○	○	○	本人申請の場合は不要	
8	状況調査書		○	○	○	新築の場合は不要	
9	工事履歴書		○	○	○	新築・増改築の場合は不要	
10	付近見取図		○	認 証 に よ り 添 付 義 務 が な い も の は 不 要	○		
11	配置図		○		○		
12	各階平面図		○		○		
13	用途別床面積表		○		○		
14	床面積求積図		○		○		
15	2面以上の立面図		○		○		
16	断面図または矩計図		○		○		
17	仕様書(仕上げ表を含む)		-		○		
18	基礎伏図		-		○		
19	各階床伏図		-		○		
20	小屋伏図		-		○		
21	各部詳細図		-		○		
22	各種計算書		-		○		
23	機器表		-		○		
<b>■注意事項</b> ・項番1、5は正本の表紙に添付ください ・変更申請時は項番1、2、7の図書に加え必要図書のうち変更に係るものを添付してください また、当初の認定申請の副本を窓口にて掲示してください ・変更認定申請書は第三号様式、既存認定は第一号の三様式になります							

【譲受人・区分所有住宅の管理者が決定した場合の申請】正本・副本 各一部 ※1※2

1	チェックシート(正本のみ添付)
2	変更認定申請書(第五号様式) ※区分所有住宅の場合は(第六号様式)
3	委任状(押印要、本人申請時は委任状の添付不要)
4	維持管理(保全)計画書 (当初認定時の計画と変更が無ければ不要)

【地位の承継の申請】正本・副本 各一部 ※1※2

1	チェックシート(正本のみ添付)
2	承認申請書(第七号様式)
3	委任状(押印要、本人申請時は委任状の添付不要)
4	地位の承継の事実を証明する書類(売買契約書の写し、登記情報等)

【完了報告】正本のみ※1

1	工事完了報告書(熊本市 要綱様式第8号)
2	工事監理報告書(建築士法第20条第3項規定の様式)
3	検査済証の写し
4	軽微な変更説明書(熊本市 要綱様式第6号) 軽微な変更がある場合のみ ※3

※1 控えが必要な場合、申請書の第一面(完了報告時は工事完了報告書)を別途ご準備ください。提出時に限り、1部のみ追加で押印いたします。

※2 当初の認定申請の副本を窓口にて提示してください

※3 確認書等添付有の場合、長期使用構造等に係る変更図面には評価機関の押印要(軽微変更該当証明書の添付でも可)

一部の軽微な変更該当する場合については、軽微な変更説明書の提出が不要になる場合があるため長期優良住宅建築等計画等の認定等に係る事務処理要綱第9条を確認してください

軽微な変更について

○軽微な変更とは

長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（以下「施行規則」）第7条に規定されたものをいいます。軽微な変更には該当しないものについては計画の変更になります。

軽微な変更とは具体的には以下に掲げる変更をいいます。

- ・ 建築工事の着手予定時期又は完了予定時期の6ヶ月以内の変更
- ・ 譲受人の決定の予定時期の6ヶ月以内の変更
- ・ 区分所有住宅の管理者等の選任の予定時期の6ヶ月以内の変更
- ・ 住宅の品質または性能を向上させる変更その他変更後も認定基準に適合することが明らかなる変更
- ・ 住宅の品質または性能を向上させる変更その他変更後も長期優良住宅維持保全計画が基準に適合することが明らかなる変更

○軽微な変更であるかの判断について

(I) 当初の認定申請時に確認書等を取得して熊本市に申請した場合  
本市で審査している内容は以下の4点のみです。

- ・ 資金計画に関する事
- ・ 維持保全計画に関する事
- ・ 基本方針に関する事（災害配慮基準やまちなみ要件）
- ・ 住戸面積に関する事

上記の4点以外の変更（長期仕様構造等）に関しては確認書等で審査が終了しているため、本市では審査を省略しています。したがって、上記以外の変更については当初申請時に確認書等を取得された評価機関に事前に軽微な変更か計画変更か該当するか相談をしてください。また、軽微な変更の図書として添付する長期仕様構造等に係る変更図面には評価機関の押印が必要です。（軽微変更該当証明書でも可）

(I) 以外の場合は本市に相談してください。

認定を受けた計画を変更する場合は計画変更または軽微な変更の手続きが発生します。また、変更によって長期仕様構造等の基準に適合しなくなる場合は長期の取りやめの申し出が必要になります。